令和6年度第3回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和6年9月19日(木曜日) 14時から14時51分
- 2 場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、 酒井暁子、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、髙橋章浩、速水洋、廣江正明、吉田聡
- 4 傍聴人 1人(一般傍聴人の定員10人)

5 議 題

- (1) 神奈川県環境影響評価制度の見直しについて
- (2) その他

6 一部非公開の理由

議題2 その他 「中央新幹線 品川・名古屋間 事後調査報告書(第2回)」のうち非公開部分の報告は、希少種等の分布情報が取り扱われているため、希少種等の保全の観点から、神奈川県情報公開条例第25条ただし書により非公開審議とする。

7 審議概要

(1) 神奈川県環境影響評価制度の見直しについて

(事務局)

資料1-1「神奈川県環境影響評価制度の見直しについて(諮問)」により諮問。 資料1-2「環境影響評価条例にかかる対象要件の見直しについて」により説明。

(一ノ瀬会長)

本案件についても、これまでどおり慎重に審議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、審議に入る前に事務局は欠席の委員から御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

本日は、欠席されている委員から事前にいただいている御質問等はありません。

(一ノ瀬会長)

それでは、ただいま説明いただいた内容について、御意見、御質問をいただければと思います。 御意見のある委員の方は挙手をいただければと思います。いかがでしょうか。

奥委員、お願いします。

(奥委員)

御説明ありがとうございました。見直しの御提案については、異論はございません。

ちょっと確認なのですけれども、4点改正案として今お示しいただいているうちの、(2)と(3)、2つ目と3つ目について、私の理解が合っているか整理させていただきたいのですけれど

も、参考資料4の3として鋼索鉄道と索道の建設というのが一緒に入っているものを、これを分けて、鋼索鉄道は鋼索鉄道、索道はまた別の1つの柱として立てた上で、鋼索鉄道については2のところにあります鉄道、軌道の建設と、同じ規模要件にすると。そして、索道については、甲地域・乙地域は全事業ですけれども、その他の地域については、適用除外とするということは、バー(一)にすると。この表で整理すると、そのようになるという理解でよろしいですか。確認です。

(一ノ瀬会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

先ほどの奥委員の御質問の中での説明とちょっと実は違っておりまして、3番の鋼索鉄道と索道の建設の甲地域と乙地域については、どちらも全事業でそのまま残します。こちらは改正しません。一番右のその他の地域だけ、索道については全部対象外としまして、鋼索鉄道については鉄道の建設である1キロメートル以上等のものと合わせる、そういう感じでございます。以上でございます。(奥委員)

なるほど。鋼索鉄道と索道は、これは分けないのですね。3と4に分けるという事はしないと。 (事務局)

はい、基本3番のままで。甲・乙地域が全事業なのは同じですので、一番右(のその他の地域) だけ要件を変えるという感じです。

(奥委員)

一番右だけ、鋼索鉄道が線路の延長1キロメートル以上になり、索道については対象外とすると。 (事務局)

はい、そうです。

(奥委員)

わかりました。理解いたしました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

この表の表記で奥委員から御質問があったかと思いますけれども、表記の仕方としてはこの3のまま「鋼索鉄道・索道の建設」という形になって、書き方として「全事業」となるのでしょうか。 それとも「線路の延長1キロメートル以上」とか、鉄道と合わせるとそういう記載になるのかと思ったのですけれども、そこは事務局いかがでしょうか。

(事務局)

規則別表の具体の規定については、今は単純にすべてが「全事業」と書いてあるだけなのですけれども、最終的には法務部門との協議によるのですけれども、3番の1番右だけ鋼索鉄道だけ1キロメートル以上で、索道については対象外と読めるような形で行いたいと思っておりますので、3番というこのカテゴリーは、基本的には変えない予定で、1番右だけ、法務部門と協議をした上で分けた形の要件としたいと思っております。7番の「電気工作物の建設」も1個1個が分かれているわけではなくて、一つのカテゴリーの中に火力はいくら、水力はいくらという形で、一つのカテゴリーで、一文で規定しておりますので、そのような形で規定の方を考えております。

(一ノ瀬会長)

わかりました。基本的にはこの3を維持して、細かいところは最終的に記載の仕方は調整される可能性があるということですね。ただ、基本的にはここでいうと1番端のその他の地域のところだけが変更になるということで理解しました。

ほかにいかがでしょうか。御意見、御質問などいかがでしょうか。もし確認されたいことなど。 特にございませんか。特にないとあっさり終わってしまうのですが、大丈夫ですかね。皆さんい かがでしょうか。

大丈夫そうですかね。皆さんから結構質問が出るのではないかと思っていたのですけれども。も し、御質問、御意見がないようでしたら、今、御質問、御意見は一つしかいただいてないですけれ ども、答申案の審議に次回は移るということでよろしいでしょうか。

それでは、本日の審議事項についてはここまでとさせていただきたいと思います。

(2) その他

(一ノ瀬会長)

それでは、次に、事務局から報告事項1件がございます。

これ以降は、先ほど申し上げたように非公開とすべき内容の報告となりますので、傍聴の方は、 御退出をお願いできればと思います。事務局の指示に従って御退室ください。

委員の皆さんは少々お待ちください。

- ~傍聴者退室~
- 一(非公開審議開始)—
- 一(非公開審議終了)一

(一ノ瀬会長)

本日用意いただいている議題は以上となるのですけれども、ほかに何かございますでしょうか。 よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日の審査会は、これで閉会としたいと思 います。

以上